

北海道建築士

HOKKAIDO KENCHIKUSHI 2020.05.No273

5月号

目次

建築士の為の民法(債権法)改正入門…1
新入会員紹介……………3
令和元年度(2019年度) 高校生建築デザインコンクール 入選作品発表……………4
青年・女性の窓……………6 [No.95 HOKKAIDO 建築士会 女性委員会]
Coffee Break……………7
information……………8
URL http://www.h-ab.com/

建築士の為の民法(債権法)改正入門



小鍛冶 貴彦 (札幌支部)

司法書士・行政書士・社会保険労務士・一級建築士

債権法を中心とした民法改正が本年4月1日に施行されました。

債権法については、明治29年の民法制定から、約120年にわたり実質的見直しが行われていませんでした。今回の改正では、約120年間の社会経済の変化への対応を図るために実質的ルールを変更する改正と、現在の裁判や取引の実務で通用している基本的なルールを法律の条文上も明確にし、読みやすくする改正を行っています。改正の項目は、200程度にわたり、全てに触れることは出来ませんが、会員の皆さんに関わりがある改正事項について取り上げていきたいと思えます。

(1) 請負契約に関する改正

民法には契約の種類として売買など13種類の契約を定めていますが、建築に関わる契約で一番多いのは請負契約でしょう。まずは請負契約の改正を取り上げます。

1. 報酬

請負契約とは、請負人が仕事を完成することを約し、注文者が完成した仕事の結果に報酬を支払うことを約する契約を言いますが、請負の報酬は、完成した仕事の結果に支払うものとされ、中途解除されるなどした場合、旧法では、ルールが定められていませんでした。裁判では、中途解除された請負契約においても、注文者が利益を得られる場合には、中途の結果について、利益割合に応じた報酬の請求は可能と判断された例があります。そこで、中途の結果について報酬が請求され、紛争に発展するケースは少なくないことから、改正法では次のような条文が設けられました。

(改正法の内容)

仕事を完成することができなくなった場合又は請負が仕事の完成前に解除された場合のいずれかの場合において、中途の結果のうち可分な部分によって注文者が利益を受けるときは、請負人は、その利益割合に応じて報酬の請求をすることが可能であるとした。

(注) 仕事未完成につき注文者に帰責事由がある場合には、報酬の全額を請求できる。

2. 請負人の瑕疵担保責任

旧法において、請負契約における建物などの目的

物に瑕疵があった場合に請負人が瑕疵担保責任を負う規定がありました。その責任として注文者は、①補修の請求、②損害賠償請求、③契約解除をすることができる規定されていました。この規定につき「瑕疵」という用語は、「契約の内容に適合していないこと」を意味するものと解釈されることを踏まえて、規定を見直すべきとの指摘を受けてきました。また売買契約の瑕疵担保責任の規定の改正が行われたことも踏まえて次のような改正が行われました。

(改正の内容)

- ①目的物が契約の内容に適合しない場合に、請負人が担保責任を負うと規定
- ②その担保責任として、注文者は、補修等の履行の追完、損害賠償請求、契約の解除、代金減額請求をすることができる規定

3. 建物等の建築請負における解除権の制限の見直し
建物等の建築請負では、深刻な瑕疵があっても注文者は、契約解除をすることができませんでした。

(建物建築は費用が高額で社会経済上の損失を考慮したものと言われています。)しかし現代においては、深刻な瑕疵があっても、解除できないのは、注文者にとってあまりに不合理ではないかの説が多数となっていました。裁判でも建替費用相当額の損害賠償を認めており、解除制限は実質的に意味を失っていました。そこで次のような改正がなされました。

(改正の内容)

建物等の建築請負における注文者の解除権を制限する規定を撤廃

4. 注文者の権利の期間制限の見直し

請負人の担保責任の追及には、旧法では、原則、目的物の引き渡し等の時から1年以内、建物等の建築請負では引渡しから5年以内、建物等が石造、金属造等の場合は引き渡しから10年以内の権利行使が必要とされていましたが、これについて瑕疵に気づかず期間が経過してしまう恐れ、制限期間内に権利行使までするのは注文者の負担が重いとの批判があり、新法では次のとおり改正されました。

(改正の内容)

契約に適合しないことを知ってから1年以内
にその旨の通知が必要と改める。建築物等の例外的取扱廃止。

(2) (準)委任契約に関する改正

建築における建築設計業務委託契約は、前述の民法上の請負契約であるとする説、または同法上の準委任契約であるとする説両論があります。そこで、準委任契約が準用する委任契約の改正についても触れておきます。

準委任契約は、法律上の行為でないことを相手方に委託する契約です。(受任者は、委託を受けた業務に対しその分野の専門家として通常負うべき注意を払って業務を行えば法律上の義務を果たしたことになり、仕事完成義務は負わないという点で請負契約の請負人の義務との違いがあります。) 準委任契約については、前述のとおり民法の委任契約の規定が準用されますので、委任契約の改正について主なものについて取り上げます。

①受任者がすでにした行為割合に応じた報酬に関する規定の改正

旧法では、例えば準委任契約として建築設計を委任した建築士が、業務途中で委任が終了したことについてその建築士に責任がない場合には既にした業務割合に応じて報酬を請求することができましたが、その建築士に責任がある場合は業務割合に応じて報酬を請求することができませんでした。しかし、建築士に責任がある場合にも、準委任事務の一部が実施されたのであれば、既にされた準委任事務の実施に対しては、実施された業務の割合に応じて報酬を請求することができるのが合理的であると考えられてきました。そこで次のような改正がなされました。

(改正の内容)

委任者の責めに帰すことができない事由によって委任事務の履行をすることができなくなった場合又は委任が履行の途中で終了した場合には、受任者はすでにした履行割合に応じて報酬を請求することができる。

②成果に対して報酬を支払う旨の合意がなされた場合の規定の新設

実務においては、成果が得られなければたとえ委任事務を履行したとしても報酬を支払わない旨の合意をすることがあります。しかし旧法には、何らかの成果の達成が報酬支払の要件とされている場合の規定がありませんでした。

そこで、新法では、委任において成果に対して報酬を支払う旨の合意に関して、新たな規定を設けています。

(改正の内容)

委任事務の履行により得られる成果の引渡しを要するものである場合の報酬の支払時期について、報酬は成果の引渡しと同時に支払わなければならない。また、成果が得られる前に委任者の責めに帰すことができない事由によって委任事務の履行ができなくなった場合については、委任者の利益割合に応じて報酬を請求することができるとしています。

(3) 債権譲渡に関する見直し

債権譲渡とは、債権者が債務者に対して有する売掛金などの債権を、債権者が第三者に売買や担保提供を目的に譲渡することを言います。例えばゼネコンから継続的に仕事を受注している下請会社が金融機関から融資をうける際に、今後1年間に発生する請負代金債権を担保として提供するような場合を言います。

近時、債権譲渡による資金調達、特に中小企業の資金の調達方法として活用されることが期待されるようになりました。しかし旧法では、債権譲渡を禁止する特約を締結することができ、資金調達を行う際の支障になっていました。そこで次のような改正が行われました。

(改正の内容)

譲渡制限特約が付されていても、債権譲渡の効力は妨げられない。(預貯金債権除外)

(4) 事業用融資における第三者保証の制限

保証とは、債務者が債務の支払いをしない場合に、これに代わって支払いをすべき義務のことをいいます。

保証制度は、特に中小企業向けの融資において、債務者の信用の補完や経営の規律付けの観点から重要な役割を果たしてきました。その一方、個人的な情義等から保証人となった者が、想定外の多額の保証債務の履行を求められ、生活の破綻に追い込まれる事例が後を絶ちません。そこで、次のような改正が行われました。

(改正法の内容)

事業用融資の保証契約は、公証人が予め保証人本人から直接その保証意思を確認しなければ、効力を生じない。ただし、このルールは次のものには適用しない。

主債務者が法人である場合の理事、取締役、執行役等、総株主の議決権の過半数を有する者等、主債務者が個人である場合の共同事業者又は主債務者が行う事業に現に従事している主債務者の配偶者保証人になろうとする者が債務の具体的内容を認識していることや、主債務者が債務を履行されなければ保証人が保証債務を履行しなければならないことを理解しているかなどを検証し、保証契約のリスクを理解した上で、保証人になろうとする者が相当の考慮をして保証契約をしているかを公証人が見極めた上で、公正証書によって保証契約を締結することになります。

以上民法改正のうちごく一部につき取り上げさせていただきました。改正の全貌については、法務省のホームページに、わかりやすく掲載されていますので、参考にしていただければと思います。

Aiworks合同事務所
副代表 小鍛冶貴彦

新入会員紹介 ようこそ建築士会へ

一緒に楽しんで、学んで、
そして発信しましょう！

よろしくお願ひします！

大門 浩之（札幌支部）



■勤務先・仕事内容：(株)北海道日建設計/意匠設計 ■入会年月日：2020年2月
■建築士会での活動：BIM推進特別委員会 ■建築士会入会のきっかけ：BIM推進委員からの勧誘

自己PR

この度入会しました大門浩之です。2018年の札幌支部ビルパーティーでドラムを叩いていましたので、お見かけした方も居るかもしれません。

私は、意匠設計の傍ら、2010年よりBIMを使い始め、社内のBIM推進役としての業務も行ってきました。建築士会との関わりで言えば2014年にBIM講習会でお話させて頂いたこともありました。

ここ数年は、BIMユーザー会の北海道代表幹事や、大学でのBIM

演習の非常勤講師など、社外でのBIM関連の活動もしています。道内だけでなく、全国各地のBIMユーザーとの交流も多くなり、また、BIM先駆者達の変態的なBIMスキルや思考を目の当たりにして日々刺激を受けています。

そんな中、北海道建築士会でもBIM推進特別委員会が発足しました。私のこれまでの経験や人脈が少しでも北海道建築士会の会員の役に立つのであれば。。。と思い、入会を決めました。

昨年、国交省の建築BIM推進会

議が発足し、国が旗振り役を始めたことで加速的にBIM化が進んでいくでしょう。2025年には国の発注案件はすべてBIMになる予定です。また、新たな職能も今後生まれてくるでしょう。この業界の変わり目に悲観することなく、立ち合える事を楽しんでいきたいと思ひます。冒頭にもありますが、趣味でドラムを叩いています。コロナウィルスが落ち着けばLiveもやりますので、音楽が好きな方は是非遊びに来てください。よろしくお願ひします。

ただいま

加藤 直哉（恵庭支部）



■勤務先・仕事内容：恵庭市役所 教育施設課/学校施設等の維持・管理 ■入会年月日：令和2年1月
■建築士会での活動：支部事業への参加 ■建築士会入会のきっかけ：会員からのお誘ひ

自己PR

この度北海道建築士会に入会いたしました加藤直哉と申します。

大学卒業後の2015年4月に、ハウスメーカーの技術職として採用され札幌で2年半、旭川で1年半働いておりました。大型連休等を利用して地元の恵庭に帰るたび、いろいろな施設が出来ていたり風景が変わっていたりと懐かしい気持ちになり、いままで過ごしてきてお世話になった恵庭市に少しでも恩返しができるかなと思うよう

になりました。

民間企業に勤めながら恵庭に通い、就職活動に励んでいたら縁あって2019年に地元の恵庭市役所から内定を頂き、今は教育施設課スタッフとして、学校施設等の維持・管理の仕事をしており、慣れない仕事に戸惑いながらも日々楽しく仕事をさせて頂いています。

先日、初めて建築士会恵庭支部の総会に参加しご挨拶をさせて頂きましたが、たまたま私の誕生日と日程が被っており暖かい拍手も

頂き忘れられない行事になりました。今後は建築士会恵庭支部の活動等を通して、恵庭市に少しでも恩返しできればと思ひます。

話は変わりますが、車が趣味でよく洗車をしたりドライブに行きます。車が好きな方がいましたらお話したいです。私から話しかけることはまだ少し恥ずかしく思ひますが、どこかでお会いしましたらお気軽にお声かけください。どうぞよろしくお願ひいたします。

よろしくお願ひします

藤田 楊子（函館支部）



■勤務先・仕事内容：(一財)函館市住宅都市施設公社/公営住宅の維持保全 ■入会年月日：平成31年2月
■建築士会での活動：女性委員会 ■建築士会入会のきっかけ：会員からのお誘ひ

自己PR

はじめまして、昨年より建築士会でお世話になっております、藤田楊子です。

最初は仕事と建築士会での活動を両立できるのかわからず入会を悩んでいたのですが、建築士会全国大会が函館で開催と聞いて参加してみたい！と入会を決めました。全国大会では主に来賓の方のご案内をしていました。受付から舞台裏までの短い距離でも全国各地から集まった人たちの熱気を感じ、とても貴重な体験になりました。

最近仕事や勉強で忙しくあまり出掛けられていませんが、古い

店舗や住宅を再利用したカフェや雑貨店へ行くのが楽しみです。家具やお庭などにもこだわりのある店舗が多く、楽しいだけでなく勉強になるものばかりです。

昨年は全国大会の準備で忙しく、女性委員会ではあまり大きな

活動ができませんでしたが、今年は会員同士の勉強会や体験会を予定しており、今からとても楽しみです。委員会の外でも様々な活動に参加していきたいと思ひています。よろしくお願ひいたします。



全国大会の道産材によるモニュメント



大懇親会の様子

令和元年度(2019年度) 高校生建築デザインコンクール入選作品発表

課題 「北海道子どもの国のパーゴラのある四阿」

「北海道子どもの国」の施設利用者のためのパーゴラを設置した四阿（あずまや）を設計してください。

「高校生建築デザインコンクール」は、次世代を担う建築系高校生の「建築」に対する関心をより高めることを目的に、北海道が平成8年より実施しており、道内建築系学科の高校生から夢のあるユニークなデザインを募集して、毎年開催されています。北海道・日本建築家協会北海道支部・北海道建築士事務所協会・北海道建築士会が共催し、今回で24回目の開催となります。今年度は、砂川市「北海道子どもの国」内に施設利用者のためのパーゴラを設置した四阿（あずまや）、を設計課題として募集したところ、昨年を上回る10校169名から148作品の応募がありました。

令和元年9月10日に選定委員会が開催され、この応募148作品より、一次審査にて各選定委員10作品を投票。二次審査は選出された10作品を各選定委員にて5段階評価し、その結

果を基に全体協議が行われ、厳正な審査の上、最優秀作品1作品、優秀作品3作品、佳作4作品、特別賞2作品を選定いたしました。

最優秀作品賞は、実現可能なシンプルデザインでありながら、美しくかつ既存の緑地をうまく活用した作品であった、「LOOP OASIS」北海道苫小牧工業高等学校 最上稜平さん、佐藤柚輝さんが受賞されました。なお、最優秀作品賞のデザインについては、現在計画中の設計に反映されるということもあって、自分のアイデアが現実の建物になっていく喜びをきっと感じていただけるものと思われまます。

高校生建築デザインコンクール選定委員
針ヶ谷拓己（札幌支部）

最優秀
作品賞

LOOP OASIS

北海道苫小牧工業高等学校
最上 稜平（3年）
佐藤 柚輝（3年）

□設計主旨

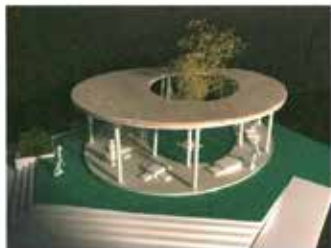
この四阿は、子供がこの敷地をキャンパスとして描くやわらかい曲線をイメージして設計しました。何にもとらわれず自由に描いた線は、既存の花壇も取り込みました。中央に中庭を設けることで開放的な空間になり、光・風・自然を感じる空間になっています。空に浮かぶ円盤のように軽やかな建物は、ここを訪れる人々の憩いの空間になって欲しいと思います。

□審査講評

敷地条件を適切にとらえ、広い空間をシンプルな構造体でまとめた実現性が高い作品である。オーソドックスなデザインでありながらもとても美しく、既存の花壇をデザインに取り込む姿勢が高く評価された。

LOOP OASIS

この四阿は、子供がこの敷地をキャンパスとして描くやわらかい曲線をイメージして設計しました。何にもとらわれず自由に描いた線は、既存の花壇も取り込みました。中央に中庭を設けることで開放的な空間になり、光・風・自然を感じる空間になっています。空に浮かぶ円盤のように軽やかな建物は、ここを訪れる人々の憩いの空間になって欲しいと思います。



優秀作品賞

北海道小樽未来創造高等学校
本田 佳基 (3年)

AMMONITE ∇ turn

□設計主旨

公園の別空間を演出するために異物感をコンセプトにして設計しました。

建物に自然にない人工物を使用し、立面図で見たときにドーム状にする事によって、洞窟感を演出しました。

平面図に黄金比を使用し、パーゴラを螺旋状に囲み光の明るさを取り入れやすくすることによって場に馴染ませるよう空間演出しました。

今回は、それだけでは条件を満たさないで建物内にはテーブルとベンチを置いて休める場所を設けて、パーゴラの周りをベンチで囲むことによって子供が走り回っているのを親が安心して見守れるスペースを作ることが出来ました。

□審査講評

既存花壇の取り込みや、貝の様な屋根が連続性の中で四阿からパーゴラに変わる美しいデザイン性が評価された。

AMMONITE ∇ turn

「固定屋根」
公園の別空間を演出するために異物感をコンセプトにして設計しました。
建物に自然にない人工物を使用し、立面図で見たときにドーム状にする事によって、洞窟感を演出しました。
平面図に黄金比を使用し、パーゴラを螺旋状に囲み光の明るさを取り入れやすくすることによって場に馴染ませるよう空間演出しました。
今回は、それだけでは条件を満たさないで建物内にはテーブルとベンチを置いて休める場所を設けて、パーゴラの周りをベンチで囲むことによって子供が走り回っているのを親が安心して見守れるスペースを作ることが出来ました。



優秀作品賞

北海道名寄産業高等学校
和田 愛梨 (1年)

屋根の上のちいさなひみつきち

□設計主旨

北海道子どもの国は、子ども・ペット連れの家族が多く、休憩や遊びの空間として親まれています。ここに子ども達だけの特別な場所「ひみつきち」をつくることにしました。集まった子ども同士は「ひみつを共有する仲間」として仲良くなり、交流を深められる場所にしたいたいと思いこの四阿を設計しました。

□審査講評

高低差をつけた遊び心をくすぐられる断面計画や屋上の積極的利用など、子どもの国の施設らしい面白いアイデアが評価された。



優秀作品賞

北海道苫小牧工業高等学校
村上拳志朗 (3年)
茂地 征宜 (3年)

YUTORINOBA

□設計主旨

この四阿は、3つの丸太をイメージし、それに囲まれるようにパーゴラをつくりました。丸太の大きさはそれぞれ違い、大きな丸太は、初めて合う人とコミュニケーションが取れる場として、中くらいは、家族や友達同士で、小さな丸太は、個の空間として思い思いに使用できます。

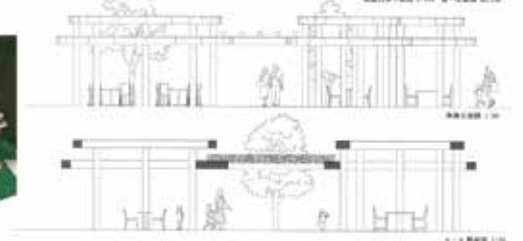
3つの丸太をつなげるパーゴラは広場となっており、子供が遊んだり自由に使えます。このパーゴラに植物が育ち緑で覆われ、例えば、秋にはぶどうが実り、それを子供たちが収穫できれば楽しいと思います。

四阿とパーゴラの設計がテーマだったので、それぞれをどのように考えるか難しかったですが、やわらかい曲線でつなげることができ、やさしい空間にすることができたと思います。

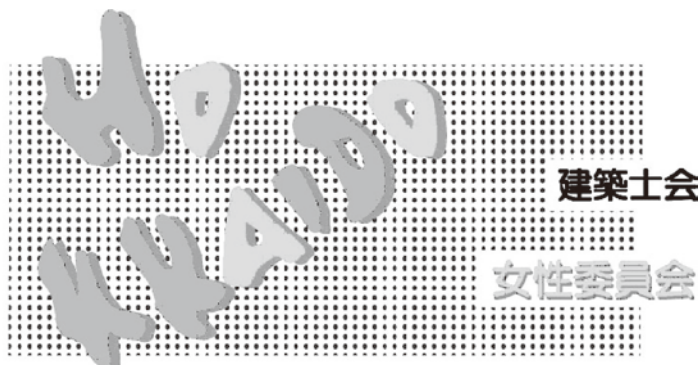
□審査講評

3つの四阿をやわらかな曲線形状のパーゴラでつないだ全体的にまとまりのあるデザインが評価された。

YUTORINOBA



No. 95



循環する流水のように
～生まれ変わるガラス～

林 和恵 (北見支部)

2019年11月30日道東Bブロックの活動として網走の流水硝子館でガラス制作・加工体験をしてきました。

ここ流水硝子館で主に使用するガラス原料は、廃棄された蛍光灯のリサイクルガラスです。日本のガラス原料の多くは輸入に頼っていますが、流水硝子館は地球環境や温暖化問題などを考え、オホーツクの地域リサイクル資源を活用しようと、北見市留辺蘂町の野村興産(株)イトムカ鉱業所からリサイクル原料の廃蛍光灯ガラスカレット(イトムカマテリアル)の供給を受け、ガラス製作を始めたそうです。流水硝子館で製作する廃蛍光灯リサイクルガラスを原料とした製品を“エコピリカ”といい、「エコ」はエコロジー、「ピリカ」はアイヌ語で「正しい、美しい」という意味が込められています。

体験コースは3種類あり、私は吹きガラスに挑戦しました。

色・形・模様の組み合わせを選んでいただけでワクワクしました。自分の番になり、一通り吹きガラスのやり方の説明を聞いて、前の人の様子もじっくり観察していたし、子供でも体験できるのだから、そこそこやりこなせるかと思いきや、思っていた以上に暑く、吹き竿は重く、肺活量も必要で、もたもたしていると垂れてくるわけで、ほとんどサポート頼みでした

が体験して改めて職人さんの技術力に感心しました。



吹きガラス挑戦中！！

こちらでは、オリジナルオーダーも制作していただけるので、作品作りはプロにお任せすることにして、住宅の新築やリフォームの時に表札やダイニングのペンダントライトなどonly oneをプラスできたら素敵ですよ。しかもリサイクル原料で地球に優しく、また地域資源の活用でCO₂削減に少しでも貢献できるので最高ですね。

売店内には、オホーツク海の流水や雪などの自然をガラスで表現した作品や、乾電池から出るマンガンを利用したガラス製品「バッテリーブラウン」というカラーの作品など、食器からアクセサリーなどたくさんの商品が並んでおり、どれも素敵で目移りしますが、お気に入りの食器を見つけて、自宅の食器棚に並べ、少しずつ増やしていきたいなあと思いました。



体験後はみんなでランチ

防災ワークショップ
「女性視点からの防災」を開催して
須藤志津子 (釧路支部)

釧路支部女性委員会では昨年下旬から全3回の予定で、様々な立場の女性に集まって頂き、被災時に起きる問題点や、避難所で安全・安心な生活をするために女性視点からの意見交換の防災ワークショップを開催しました。

第1回目は令和元年11月30日に参加者20名で、色々な立場の女性達で防災についての意見交換(被災した経験からの意見等)をして、最後にグループ発表を行いました。



災害事例を説明

第2回目は令和2年2月8日に参加者13名で、災害が起きた想定での避難と避難所の運営について話し合いました。その際釧路工業高校の図面を使った「Doはぐ」演習を通して、安心・快適な避難所に必要なことを考えました。



「Doはぐ」のグループ発表

第3回目は前2回のワークショップの内容をまとめ、具体的に「社会への提言」を検討する予定になっております。

第1回、第2回と実施したワークショップでは、看護師・高校生等様々な方達に参加頂き、とても有意義な内容となりました。

旭川支部

10年間を顧みて

旭川支部事務局長
宮原 進



新型コロナウイルスの拡散が収まらない状況が続く建築士会の活動にも大きな影響が出ておりますが、幸いにも当支部関係者での感染は現時点では確認されておられません。

皆様細心の注意を払って感染されませんようお願い申し上げます。

私事で大変恐縮に存じますがこの度、3月末をもって建築士会旭川支部事務局長を退任することになりました。

建築士会事務局には平成22年5月から事務局長として就任以来、3年間のブランクがありますがトータル7年間の長きに渡り事務局員や会員の皆様方に支えられ何とか無事任務を果たすことができました。

就任した年の4月には北方建築総合研究所が複雑・多様化する社会の様々な要求に対応するため、地方独立行政法人として生まれ変

わり旭川でその研究業務を始めました。

その目的は地域にふさわしい住宅や地場産材の活用方法など新たな地域ビジネスの創出の取組みを推進することで、これまでに多くの研究成果を上げてきています。

また10月には平成19年度に着工した新しい旭川駅舎が開業を迎えました。

明治31年に鉄道が開通してから4代目となる新しい駅舎は市の職員として最後に係った業務の一つで今後100年間に渡って利用に耐えられ、多くの市民に愛されるような様々な工夫が施されて計画された建築物で完成までには困難もありましたが一番列車を見送った際には感慨深いものがありました。

就任した年は当事務局が建築士事務所協会旭川支部の事務局を兼務していることから支部創立60周年記念事業に係ることになり記念事業の準備の会議等で連日遅くまで会員の皆様と作業を行いましたがこの先、いつまでもこのような状況が続くのか不安になったことが記憶に残っております。

その後、一時期事務局を離れましたが、平成26年9月に旭川で開催されました第39回全道大会(旭川大会)を終えた翌年の平成27年4月から再び事務局にもどり今日まで業務を行って参りました。

後半の5年間では会員の減少傾向が続く事業活動や財政運営においても難しい時期に来ていることを実感しており、事務局の移転や事務事業の見直し等で事務経費の節減が迫られました。

後任の事務局長は昨年当麻町を定年退職された菅野敏夫さんに事務引継ぎをすることになっております。

全道各支部及び本部の事務局・会員の方々には大変お世話になり厚くお礼申し上げます。

本来であればお伺いしてお礼申し上げるべきところではありますが本紙面をもって感謝とお礼に代えさせて頂くご無礼をお許し願います。

新しい旭川支部事務局に対しましてもこれまでと同様ご指導ご鞭撻頂ければ幸いです。

長い間お世話になり有り難うございました。

日高支部

日高支部の近況

青年委員
隅谷 耕太郎



令和元年11月11日新ひだか町コミュニティセンターにて「日高地域住宅セミナー2019」が開催されました。会員を含む約30名が参加しました。初めに久慈 北海道日高振興局産業振興部建設指導課長のあいさつの後、第1部として「私の設計手法～大切なのは暮らしのクオリティーみどりのきた住まいのヴィレッジから」と題し山之内建築研究所の山之内裕一氏、アトリエmomoの櫻井百子氏の公演を拝聴しました。講師2名は「きた住まいのメンバー」である6組の建築家と工務店がコラボレーションして、地域に根ざした豊かな暮らし、まちづくりを提案するプロジェクト南幌町「みどりのきた住まいのヴィレッジ」に参加され、お二方の設計のコンセプトやプロセスについてお話いただきました。

第2部として「建築技術者の社会貢献～熊本での応急危険度判定活動」として北海道建築士会本部被災地応急支援委員会で実際に熊本の応急危険度判定に参加された日高支部所属の三嶋委員に熊本で行われた応急危険度判定について、当時の写真などをまじえ講演していただきました。

第3部として「クロストーク 令和時代の住宅づくり～その手ごかりを考える」と題し、山下日高支部長を聞き手に、山之内氏、櫻井氏、三嶋氏をパネラーにクロストークが行われました。

講師の皆さんや、日高振興局の方、準備など協力していただいた皆さん本当にありがとうございました。



セミナー様子

令和元年12月15日様似町中央公民館において「ミニ建築のお仕事体験in様似」を開催しました。昨年度から継続して行っている事業ですが、今年度は様似町こども会育成連絡協議会が主催する「あそびの広場」の一部をお借りしての開催になりました。内容は「パズルでおうちをかながえよう」です。このお仕事体験は地元建築士のサポートのもと敷地が描かれた用紙に部屋などを選んでシールを切り貼りしていくものです。来年度も開催を予定しております。

協力していただいた地元建築士の皆さんありがとうございました。



サポートをする地元建築士の皆さん

実務に役立つ建築法規解説2019 販売のご案内

令和2年1月～2月に開催の第53回建築基準法講習会で使用しましたテキストを販売いたします。

販売予定数に達した時点で終了となりますので、お早めにお求めください。



実務に役立つ 建築法規解説2019

編集＝全道建築行政連絡会議

第53回 建築基準法講習会テキスト

◎A5判 ◎定価：3,700円

※送付希望の方へは書籍を送料着払で発送しておりますので、FAXにてお申込ください。なお、請求書は別途郵送いたします。(申込用紙は北海道建築士会のホームページからダウンロードできます。)

CPD認定プログラム(4月認定)

プログラム認定は、ありませんでした。

お知らせ

札幌支部 建築士受験者講習会

一級建築士(学科) 6月13日(土)・14日(日)

詳細は札幌支部HPをご覧ください。

<https://h-ab.com/sapporo/>

令和2年 (一社)北海道建築士会会員作品の募集

応募対象

- ①対象建物 平成28年以降に竣工し、検査済証の交付を受けた建物で、その用途、規模等は問いません。ただし、確認申請を要しない建物は、検査済証は不要です。
- ②対象者 本会の正会員(応募建物の設計、及び施工管理者等、責任ある立場で建築に携わった者に限ります)
- ③応募作品 1人若しくは1グループで1点とします。

所有者等の了解

予め所有者、管理者等の了解を得てください。

応募締切 令和2年5月15日(金) 必着

道士会の動き

道本部の主な会議報告(4月)

◆第2回青年委員会

〈開催日〉4月11日(土)

- 〈議題〉1) 全道青年委員会連絡会議書面開催
2) 今後の活動
3) その他

◆第1回情報委員会

〈開催日〉4月11日(土)

- 〈議題〉1) 「北海道建築士」掲載記事
2) web会議構築

道本部の主な行事予定(5月)

23日(土) 被災地応急支援委員会(web会議へ変更予定)

30日(土) 第1回まちづくり委員会

関係機関等会議参加予定(5月)

11日(月) 建築CPD運営会議

27日(水) 日本建築士会連合会正副会長会議

28日(木) 日本建築士会連合会理事会

上記 高野会長出席

講習会のご案内(5月開催)

監理技術者講習(自習型)

21日(木) 札幌市・函館市

編集後記

5月、北海道は花と緑の季節を迎えます。ところが、今年は新型コロナウイルスの蔓延で世界中が大変な事態になっています。個人に出来ることのひとつは外出の自粛。

室内で過ごす時間が増えていませんか。

皆さん、この時間にCPD講座で学びましょう。

講座で学び、設問への回答で知識と達成感も得られます。

現在は二講座が開講中。時間も場所も自由です。

さあ「建築士」のページを開いてください。

情報委員会副委員長 早川 陽子(小樽支部)

情報委員会委員長/斎藤 勝哉
副委員長/早川 陽子・森 勝利・前田 繁
委員/柏倉 晶憲・村山 賢司
片岡 哲二・境谷 香奈

北海道建築士 No.273号

印刷 令和2年4月/発行 令和2年5月

編集・発行 一般社団法人 北海道建築士会
〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目11番地
大五ビル
電話 (011)251-6076番
URL <http://www.h-ab.com/>

印刷 株式会社 正文舎
〒003-0802 札幌市白石区菊水2条1丁目
電話 (011)811-7151番